

社会福祉法人長野県社会福祉協議会会員規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長野県社会福祉協議会定款第33条第3項の規程に基づき、社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、本会の目的に賛同し入会申込書（様式第1号）を提出したものである。

2 入会申込みのあった会員について、会長は理事会及び評議員会に報告をするものとする。

(会員の種類)

第3条 会員は、普通会员と賛助会員とする。

(普通会员)

第4条 普通会员は、次の各号に該当する団体又は個人とする。

- (1) 市町村社会福祉協議会
- (2) 民生委員・児童委員で構成する組織
- (3) 社会福祉事業又は更生保護事業を営む者若しくはその組織
- (4) 社会福祉団体
- (5) 社会福祉に関係ある機関・団体
- (6) 社会福祉に関心を有する個人又は団体

(賛助会員)

第5条 賛助会員は、本会の運営に協力する個人又は団体とする。

(会員の特典)

第6条 普通会员の特典は、次のとおりとする。

- (1) 各年度の予算、決算及び事業の報告を受けること
- (2) 本会の事業推進について提言できること
- (3) 本会の発行する機関紙の配布を受けること
- (4) 本会の主催する研修会等の参加費の割引を受けること
- (5) 本会の行う共済事業に加入できること

2 賛助会員の特典は、前項第1号から第4号とする。

(会費)

第7条 会員は、別表に定める会費を毎年度納入しなければならない。

2 納入された会費は、過誤納による場合を除くほかこれを返還しないものとする。

(退会)

第8条 会員が退会しようとするときは、退会届（様式第2号）を提出するものとする。

2 会員は、次の各号の一に該当した場合は退会したものとみなす。

- (1) 解散又は死亡したとき
- (2) 長期にわたり会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき

(除 名)

第9条 会員が、本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為があったときは、評議員会の決議を得て除名することができる。ただし、この場合は評議員会の会日1週間前までに、その旨を当該会員に文書をもって通知し、かつ評議員会において弁明する機会を与えなければならない。

2 前項の除名は文書をもってその旨を当該会員に通知しなければならない

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行日前から会員であったものについては、この規程に基づき入会したものとみなす。
- 3 この規程は、平成13年5月28日から施行する。
- 4 この規程は、平成17年8月26日から施行する。
- 5 この規程は、平成17年12月15日から施行し、別表中第4条第1号の町村社協の均等割、第4条第2号に係る改定については、平成18年4月1日から適用し、別表中第4条第1号の市社会福祉協議会及び町村社会福祉協議会の世帯割の改定については、平成19年4月1日から適用する。
- 6 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、平成29年6月20日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

【別表】（第7条関係）

会員の 種類	区分	種別	年会費(円)
普通 会員	第4条 第1号	市町村社会福祉協議会 (1) 市社会福祉協議会 (平均割) (世帯割)	30,000 1世帯当たり 3
		(2) 町村社会福祉協議会 (平均割) (世帯割)	人口1万人以上 20,000 人口1万人未満 10,000 1世帯当たり 3
	第4条 第2項	民生委員・児童委員で構成する組織	1人当たり 500
	第4条 第3号	社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者若しくはその組織	会長が定める施設区分表による
	第4条 第4号	社会福祉団体	基礎会費 10,000 及び会長が定める応分額 (別表会員数等区分設定参照)
	第4条 第5号	社会福祉に関係ある機関・団体	基礎会費 10,000 及び会長が定める応分額 (別表会員数等区分設定参照)
賛助 会員	第5条	(1) 個人会員	1口 3,000
		(2) 団体会員	1口 10,000

会員規程【別表】に定める第4条第3号会員施設区分表

種別	施設区分	会費	備考
保護関係 施設	救護施設	2,000	
	社会事業授産施設	500	入所施設との併設の場合は会費不要
高齢者 施設	特別養護老人ホーム	2,000	
	地域密着型特別養護老人ホーム	2,000	
	養護老人ホーム	2,000	特養等と併設の場合は会費不要
	軽費老人ホーム(ケアハウス、A型)	2,000	
	老人短期入所施設	500	特養等と併設の場合は会費不要
	老人デイサービスセンター	500	特養等と併設の場合は会費不要
	小規模多機能型居宅介護	500	特養等と併設の場合は会費不要
	介護老人保健施設	2,000	
	介護療養型医療施設	2,000	
	認知症高齢者グループホーム	500	特養等と併設の場合は会費不要
	有料老人ホーム	2,000	特養等と併設の場合は会費不要
	宅老所・宅老幼所	500	特養等と併設の場合は会費不要
	障害者 施設	障害者支援施設	2,000
障害福祉サービス事業所		500	他の施設と併設の場合は会費不要
盲人ホーム		500	他の施設と併設の場合は会費不要
障害者等共同作業所		500	他の施設と併設の場合は会費不要
精神障害者小規模訓練施設		500	他の施設と併設の場合は会費不要
児童福祉 施設	乳児院	2,000	
	母子生活支援施設	2,000	
	児童養護施設	2,000	
	福祉型障害児入所施設	2,000	
	福祉型児童発達支援センター	500	他施設と併設の場合は会費不要
	児童自立支援施設	2,000	他施設と併設の場合は会費不要
	保育所	500	
	へき地保育所	500	
その他	その他の入所型施設	2,000	
	その他の通所型施設	500	他施設と併設の場合は会費不要